

国民健康保険税について

1 保険税の概要

国保事業に要する費用に充てるため、加入者の属する世帯の世帯主を納税義務者として、保険税を課税します。

(1) 課税額

区 分	目 的	課税対象者
医療給付費分 (医療分)	医療費の保険者負担分や検診など国保事業の財源	全加入者
後期高齢者支援金 (支援分)	後期高齢者医療制度を支えるための財源	全加入者
介護納付金分 (介護分)	介護保険制度を支えるための納付金	介護2号被保険者 (40歳から64歳までの加入者)

(2) 税率

区 分	応能割	応益割		課税限度額
	所得割	均等割	平等割	
医療分	5.65%	19,200 円	15,400 円	650,000 円
支援分	2.30%	7,600 円	6,100 円	240,000 円
介護分	1.85%	11,800 円	—	170,000 円

※令和6年度改正：支援分課税限度額の引上げ(22万円→24万円)

(3) 徴収方法等

ア 徴収方法

徴収方法	徴収回数	対象世帯
特別徴収 (世帯主の年金から天引き)	6回 (年金支給月)	一定の条件を満たす世帯 (加入者の年齢や年金受給額等)
普通徴収 (納付書払又は口座振替)	10回 (6～3月)	上記以外の世帯

イ 納付方法

年度	納付方法	
令和6年度まで	集合税方式 (まとめて納付)	固定資産税、市民税県民税、国民健康保険税、軽自動車税を一つに合わせて、6月から翌年3月までの10期で納付
【変更】 令和7年度以降	単税方式 (税目ごとに納付)	それぞれの税目ごとに納付 国民健康保険税は、7月から翌年3月までの9期で納付

(4) 保険税の軽減制度

ア 均等割と平等割の軽減（低所得者軽減）

世帯主及び加入者の前年の総所得金額の合計が一定額以下の場合、均等割額及び平等割額を減額します。

軽減割合	軽減判定の基準所得
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	基礎控除額+被保険者数×29.5万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	基礎控除額+被保険者数×54.5万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

※65歳以上の年金所得者は、総所得金額の合計額から15万円を控除した額が基準所得となります。

イ 後期高齢者医療制度加入に伴う激変緩和措置等（平成20年度から）

加入者の75歳到達による後期高齢者医療制度への移行に伴い、国保加入世帯の負担が大きく変わることのないように緩和措置を設けています。

(ア) 軽減判定

旧国保加入者（後期高齢者医療へ移行前は国民健康保険の加入者だった方）の所得及び人数も含めて軽減判定を行います。これにより、軽減基準に該当する場合には、これまでと同様の軽減が受けられます。

(イ) 平等割の軽減

旧国保加入者と同一世帯の国保加入者が1人になった場合、移行後5年目までは平等割額を半額に、6年目から8年目までは4分の1減額します。

(ウ) 被用者保険の被扶養者であった者に対する保険税の減免

被用者保険から後期高齢者医療に移行することによって、その被扶養者だった65歳以上の方（旧被扶養者）が新たに国保加入者となった場合、次の減免が受けられます。

a 所得割額を免除

b 7割及び5割の軽減に該当しない場合（国保加入後2年間のみ）

・旧被扶養者に係る均等割額を半額とする。

・旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割額を半額とする。

ウ 非自発的失業者に係る保険税の軽減（平成22年度から）

雇用主の都合により離職（非自発的失業）し国保に加入した方は、前年の給与所得金額を30/100として保険税を算定します。（軽減期間は、離職日の翌日の属する年度の翌年度末まで）

エ 未就学児の均等割の軽減（令和4年度から）

6歳未満の未就学児に係る均等割額を2分の1減額します。

※既に低所得者の均等割軽減を受けている場合は、当該軽減後の均等割額を2分の1減額します。

オ 産前産後期間の保険税免除（令和6年1月から）

出産する加入者の所得割額及び均等割額を4か月分（多児妊娠・出産の場合は6か月分）免除します。

※出産予定日又は出産日の属する月の前月の保険税から対象です。

2 保険税賦課状況（6月本算定時）

（1）医療分

年度	算出税額			賦課限度 超過額	低所得者 軽減額	後期高齢者 医療移行に 伴う軽減額	未就学児 軽減額	減免額	月割 増減額	調定額
	所得割額	均等割額	平等割額							
R4	千円 254,204	千円 160,834	千円 79,993	千円 13,088	千円 66,150	千円 11,014	千円 487	千円 413	千円 △ 8,380	千円 395,499
R5	227,497	142,483	75,795	12,969	60,222	10,186	397	215	△ 11,561	350,225
R6	226,946	135,667	72,650	15,936	55,056	9,519	458	288	△ 9,696	344,310

（2）支援分

年度	算出税額			賦課限度 超過額	低所得者 軽減額	後期高齢者 医療移行に 伴う軽減額	未就学児 軽減額	減免額	月割 増減額	調定額
	所得割額	均等割額	平等割額							
R4	千円 100,874	千円 61,495	千円 33,843	千円 7,146	千円 26,243	千円 4,343	千円 186	千円 164	千円 △ 3,451	千円 154,679
R5	92,608	56,399	30,023	6,388	23,844	4,033	157	86	△ 4,766	139,756
R6	92,384	53,702	28,777	6,998	21,798	3,769	181	116	△ 3,993	138,008

（3）介護分

年度	算出税額		賦課限度 超過額	低所得者 軽減額	減免額	月割 増減額	調定額
	所得割額	均等割額					
R4	千円 23,573	千円 25,465	千円 977	千円 7,297	千円 0	千円 △ 2,423	千円 38,341
R5	25,983	23,258	1,620	6,609	0	△ 2,711	38,301
R6	26,832	22,786	1,745	6,094	0	△ 2,367	39,412

3 令和5年度保険税収納率

（単位：千円・％）

区 分	予算額	調定済額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	前年度 収納率
合 計	538,019	591,285	555,775	1,545	33,965	94.0	93.3
現年度分	523,906	551,260	543,315	0	7,945	98.6	98.1
滞納繰越分	14,113	40,025	12,460	1,545	26,020	31.1	32.2